

石川労働局発表  
令和4年11月29日(火)

石川労働局労働基準部  
担当 健康安全課長 宮野廣之  
地方産業安全専門官 山口伸哉  
連絡先 076-265-4424

### 高齢労働者の安心・安全に働く職場づくりに関する調査研究結果 ～より一層の高齢労働者の安全確保をお願いします！～

この度、独立行政法人労働者健康安全機構石川産業保健総合支援センター(通称 石川さんぽセンター)において実施した「高齢労働者の安心・安全に働く職場づくりに関する調査研究」の結果が取りまとめられました。

この調査研究は、石川県内の1,016事業場へのアンケート調査と、199人の高齢労働者(50歳以上)への身体測定を実施し、高齢労働者に対する職場環境整備の状況や高齢労働者の体力の状態を把握したものです。その結果は別添1のとおりであり、そこから見えてきた課題は次のとおりです。

- 1 事業場へのアンケートの結果から別添2の「エイジフレンドリーガイドライン」(高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン)の認知度が20.3%、職場改善ツールである別添3の「エイジアクション100」の認知度が18.9%で、その活用は0.9%と低い数値であること。
- 2 高齢労働者への身体測定の結果から、男女ともに平衡性、敏捷性が年齢とともに低下する傾向が認められ、また、実測値と自己の身体への認識評価の間に乖離があること。
- 3 以上から、「エイジフレンドリーガイドライン」及び「エイジアクション100」をより普及させ、活用することが望まれること。また、自己の身体の状態を適切に認識できるような保健指導が望まれること。

石川労働局(局長 長嶋政弘)では、休業4日以上死傷災害が増加している中、別添4のとおり、高齢労働者の割合が5割(51.2% 令和4年8月末速報値)を超えており、転倒災害防止と併せて高齢労働者の職場における安全確保を進めているところです。

上記調査研究結果をも踏まえ、石川労働局では、労働災害防止に向けて引き続き「エイジフレンドリーガイドライン」の周知及び「エイジアクション100」を活用しての高齢労働者の安全対策を進めるとともに、転倒災害防止に向けた「行動災害防止対策セミナー」(令和4年12月16日、石川県地場産業振興センター)を開催し、さらに積雪や凍結による転倒災害防止を呼び掛ける「冬季無災害運動」(令和4年12月1日～令和5年2月28日)に取り組みます。

# 高齢労働者の安心・安全に働く職場づくりに関する調査研究 ～ 高齢労働者の労働災害の減少を目指し～

別添 1

主任研究者 石川産業保健総合支援センター 所 長 小山 善子  
 研究分担者 石川産業保健総合支援センター 相 談 員 森河 裕子  
 石川産業保健総合支援センター 産業保健専門職 亀田 真紀  
 石川産業保健総合支援センター 相 談 員 田畑 正司  
 石川産業保健総合支援センター 相 談 員 南 昌秀

【目的】近年、高齢労働者が増えつつあるが、一方では高齢労働者が労働災害に合う率も増加し、高齢者が安心・安全に働ける職場づくりは喫緊の課題である。しかし事業所での高齢就労者への環境整備や健康・体力の把握の実態はつかめていない。

そこで1．事業所へのアンケート調査、2．調査に同意が得られた労働者対象に転倒等に影響する身体機能を実施測定と身体機能への自己認識を評価した。

【対象・方法】1．1016事業所(回収率24.1%)60歳以上の高齢労働者の働きかたやエイジフレンドリーガイドライン等の活用有無等をアンケート調査 2．16協力事業所で働く同意を得た労働者216人(年齢26～86歳(50代96人、60代103人)、男性151人、女性65人)で「転倒等災害リスク評価セルフチェック」により転倒に影響する筋力、敏捷性、平衡性を実施測定及び自己記入式質問票で身体への自己認識を調査。

【結果】1．エイジフレンドリーガイドラインや「エイジアクション100」の周知度は各20.3%、18.9%で、チェックリストの活用も0.9%の事業所で低かった。

60歳～70歳の労災事故は182件、71歳以上は35件で60歳以上の労災は全労災の32.4%を占めていた。

2．2ステップテスト(歩行・筋力)、座位ステップングテスト(敏捷性)、ファンクショナルリーチ(動的バランス)、閉眼・開眼片足立ち(静的バランス)を測定し実測値の平均値と実測値と自己認識の間の齟齬を年齢層毎に出し、解析した。

・実測値では男性は敏捷性、男女とも静的バランスと年齢層に Spearman の順位相関で弱い負の相関がみられ、加齢による低下傾向が明らかであった。(表1)

・身体機能実測値と自己認識との間の齟齬と年齢との関係は中等度の相関が女性の歩行能力・筋力で、弱い相関が男女とも敏捷性、男性に歩行能力・筋力、静

的バランスにみられ、加齢により実測値と認識との間の乖離が明らかであった。(表1)

【結論】1．エイジフレンドリーガイドラインやエイジアクション100等を普及させ、高齢労働者の対策に活用することが望まれる。

2．高齢労働者の転倒等に影響する身体機能を測定した結果、男女とも平衡性、男性では敏捷性が年齢とともに低下する傾向が見られた。また実測値と自己の身体への認識の間には乖離が見られ、乖離が大きければ転倒・躓き等につながるため実測値だけでなく、適切な認識が持てるように保健指導が望まれる。

3．体力測定を実施することで自己への身体機能に関心を向け自己体力の現状把握の動機づけになった。事業所も労働者の身体機能の状況を把握し、それに応じて高齢就労者への保健指導や環境整備を検討し、転倒等高齢者に起こりやすい労災事故を減少させ、高齢労働者が安心・安全に働ける職場づくりが検討されるべきである。

表1 平均実測値・実測値と自己認識の間の齟齬と年齢層の相関

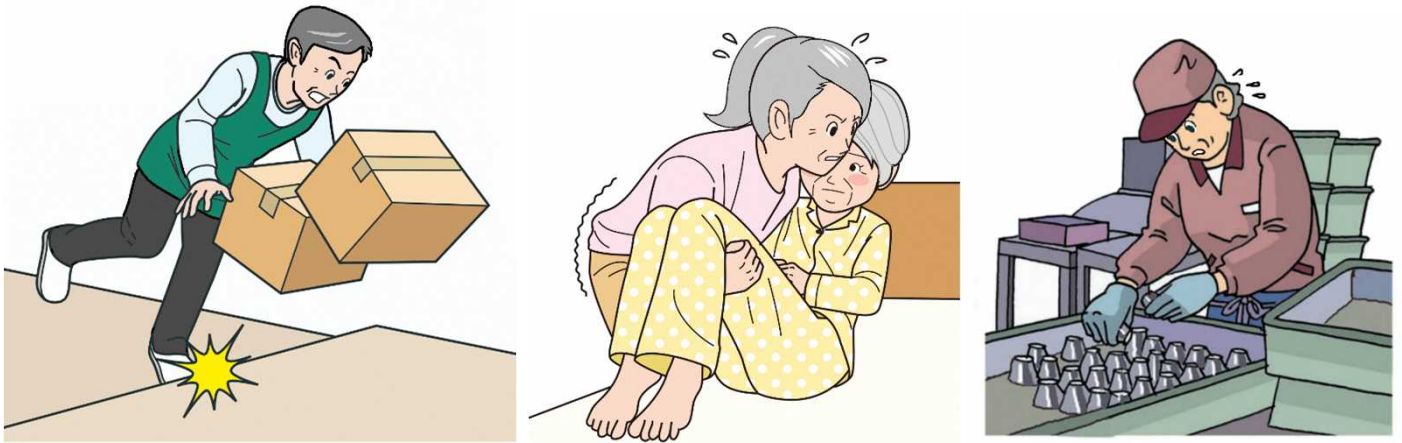
	(女性)		(男性)		
	Spearmanの順位相関係数( )	P値	Spearmanの順位相関係数( )	P値	
2ステップテスト	実測値	-0.2220	0.0756	-0.1119	0.1714
(歩行能力・筋力)	自己認識評価値の差	0.4030	0.0009*	0.2291	0.0047*
座位ステップングテスト	実測値	-0.1181	0.3486	-0.3044	0.0001*
(敏捷性)	自己認識評価値の差	0.2576	0.0383*	0.1927	0.0178*
ファンクショナルリーチ	実測値	-0.2139	0.0872	-0.0796	0.3312
(動的バランス)	自己認識評価値の差	0.1698	0.1764	0.0510	0.5342
閉眼片足立ち	実測値	-0.2824	0.0227*	-0.3355	p<.0001*
(静的バランス)	自己認識評価値の差	0.0922	0.4651	0.2734	0.0007*
開眼片足立ち	実測値	-0.2432	0.0509	-0.3093	0.0001*
(静的バランス)	自己認識評価値の差	0.1681	0.1808	0.2109	0.0093*

# エイジフレンドリーガイドライン

## (高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン)

厚生労働省では、令和2年3月に「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」(エイジフレンドリーガイドライン。以下「ガイドライン」)を策定しました。

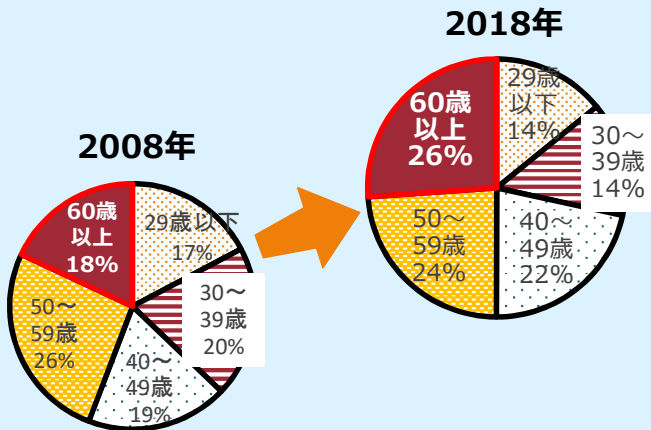
**働く高齢者の特性に配慮したエイジフレンドリーな職場を目指しましょう。**



働く高齢者が増えています。60歳以上の雇用者数は過去10年間で1.5倍に増加。特に商業や保健衛生業をはじめとする第三次産業で増加しています。

こうした中、労働災害による死傷者数では60歳以上の労働者が占める割合は26%（2018年）で増加傾向にあります。労働災害発生率は、若年層に比べ高齢層で相対的に高くなり、中でも、転倒災害、墜落・転落災害の発生率が若年層に比べ高く、女性で顕著です。

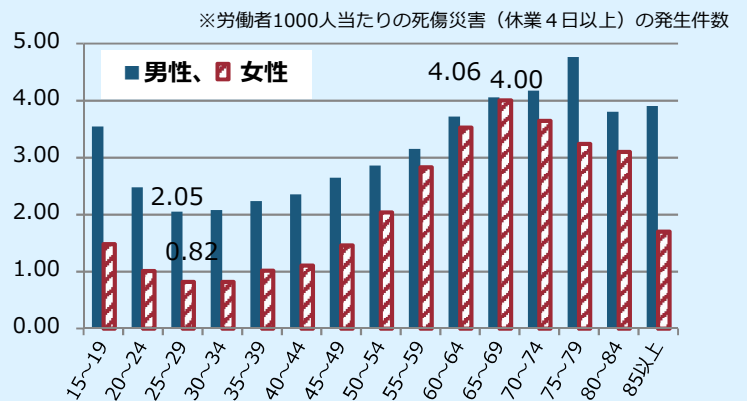
### <年齢別死傷災害発生状況（休業4日以上）>



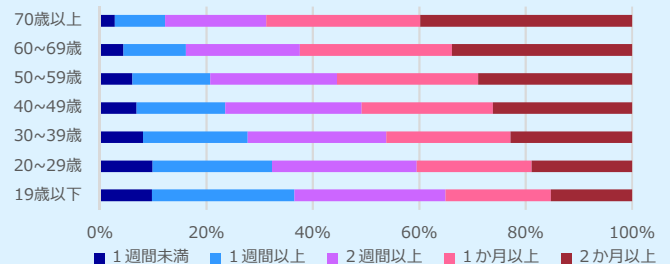
高齢者は身体機能が低下すること等により、若年層に比べ労働災害の発生率が高く、休業も長期化しやすいことが分かっています。

**体力に自信がない人や仕事に慣れていない人を含めすべての働く人の労働災害防止を図るためにも、職場環境改善の取組が重要です。**

### <年齢別・男女別の労働災害発生率 2018年>



### <年齢別の休業見込み期間の長さ>



出典：労働力調査、労働者死傷病報告

このガイドラインは、雇用される高齢者を対象としたものですが、請負契約により高齢者を就業させることのある事業者においても、請負契約により就業する高齢者に対し、このガイドラインを参考として取組を行ってください。

# ガイドラインの概要

このガイドラインは、高齢者を現に使用している事業場やこれから使用する予定の事業場で、事業者と労働者に求められる取組を具体的に示したものです。全文はこちら→

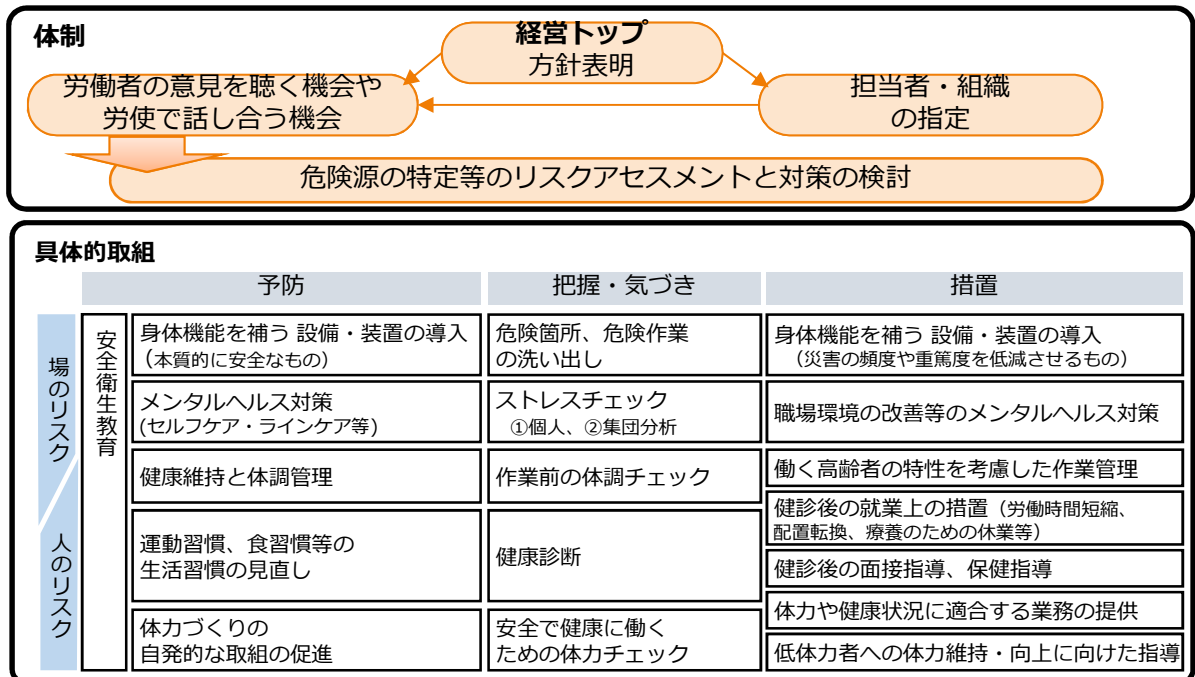
令和2年3月16日付け基安発0316第1号  
「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドラインの策定について」



## 事業者求められる事項

事業者は、以下の1～5について、高齢労働者の就労状況や業務の内容等の実情に応じ、国や関係団体等による支援も活用して、**実施可能な労働災害防止対策に積極的に取り組むように努めてください。**

事業場における安全衛生管理の基本的体制と具体的取組の体系を図解すると次のようになります。



## 1 安全衛生管理体制の確立

### ア 経営トップによる方針表明と体制整備

- ・企業の経営トップが高齢者労働災害防止対策に取り組む方針を表明します
- ・対策の担当者や組織を指定して体制を明確化します
- ・対策について労働者の意見を聴く機会や、労使で話し合う機会を設けます



#### ※考慮事項※

- ・高齢労働者が、職場で気付いた労働安全衛生に関するリスクや働く上で負担に感じていること、自身の不調等を相談できるよう、社内に相談窓口を設置したり、孤立することなくチームに溶け込んで何でも話せる風通しの良い職場風土づくりが効果的です

### イ 危険源の特定等のリスクアセスメントの実施

- ・高齢労働者の身体機能の低下等による労働災害発生リスクについて、災害事例やヒヤリハット事例から洗い出し、対策の優先順位を検討します
- ・リスクアセスメントの結果を踏まえ、2以降の具体的事項を参考に取組事項を決定します

#### ※考慮事項※

- ・職場改善ツール「エイジアクション100」のチェックリストの活用も有効です→
- ・必要に応じフレイルやロコモティブシンドロームについても考慮します

※フレイル：加齢とともに、筋力や認知機能等の心身の活力が低下し、生活機能障害や要介護状態等の危険性が高くなった状態

※ロコモティブシンドローム：年齢とともに骨や関節、筋肉等運動器の衰えが原因で「立つ」、「歩く」といった機能（移動機能）が低下している状態

- ・社会福祉施設、飲食店等での家庭生活と同様の作業にもリスクが潜んでいます



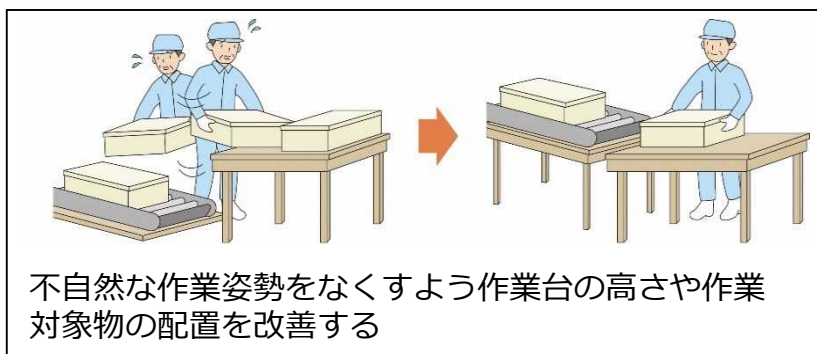
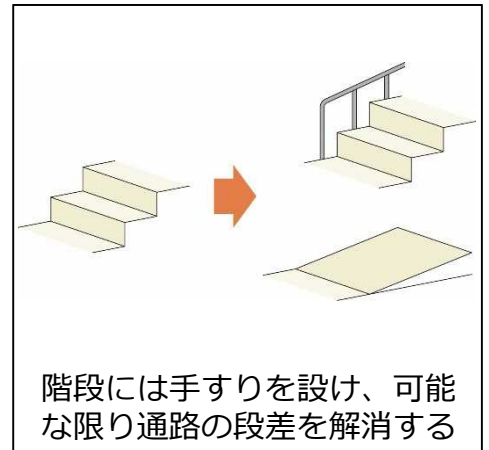
# ガイドラインの概要

## 2 職場環境の改善

### (1) 身体機能の低下を補う設備・装置の導入（主としてハード面の対策）

- ・高齢者でも安全に働き続けることができるよう、施設、設備、装置等の改善を検討し、必要な対策を講じます
- ・以下の例を参考に、事業場の実情に応じた優先順位をつけて改善に取り組みます

### ↓対策の例↓



### その他の例

- ・床や通路の滑りやすい箇所に防滑素材（床材や階段用シート）を採用する
- ・熱中症の初期症状を把握できるウェアラブルデバイス等のIoT機器を利用する
- ・パワーアシストスーツ等を導入する
- ・パソコンを用いた情報機器作業では、照明、文字サイズの調整、必要な眼鏡の使用等により作業姿勢を確保する 等

## ガイドラインの概要

### (2) 高齢労働者の特性を考慮した作業管理（主としてソフト面の対策）

- ・ 敏捷性や持久性、筋力の低下等の高齢労働者の特性を考慮して、作業内容等の見直しを検討し、実施します
- ・ 以下の例を参考に、事業場の実情に応じた優先順位をつけて改善に取り組みます

#### ▼対策の例▼

##### <共通的な事項>

- ・ 事業場の状況に応じて、勤務形態や勤務時間を工夫することで高齢労働者が就労しやすくします（短時間勤務、隔日勤務、交替制勤務等）

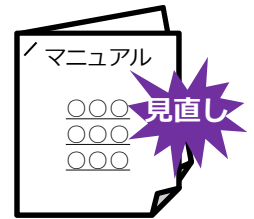
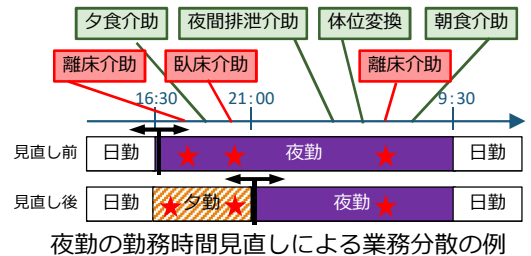
- ・ ゆとりのある作業スピード、無理のない作業姿勢等に配慮した作業マニュアルを策定します
- ・ 注意力や集中力を必要とする作業について作業時間を考慮します
- ・ 身体的な負担の大きな作業では、定期的な休憩の導入や作業休止時間の運用を図ります

##### <暑熱な環境への対応>

- ・ 一般に年齢とともに暑い環境に対処しにくくなるので、意識的な水分補給を推奨します
- ・ 始業時の体調確認を行い、体調不良時に速やかに申し出るよう日常的に指導します

##### <情報機器作業への対応>

- ・ データ入力作業等相当程度拘束性がある作業では、個々の労働者の特性に配慮した無理のない業務量とします



## 3 高齢労働者の健康や体力の状況の把握

### (1) 健康状況の把握

- ・ 労働安全衛生法で定める雇入時および定期的健康診断を確実に実施します
- ・ その他、以下に掲げる例を参考に、高齢労働者が自らの健康状況を把握できるような取組を実施するよう努めます

#### ▼取組の例▼

- ・ 労働安全衛生法で定める健康診断の対象にならない者が、地域の健康診断等（特定健康診査等）の受診を希望する場合、勤務時間の変更や休暇の取得について柔軟に対応します
- ・ 労働安全衛生法で定める健康診断の対象にならない者に対して、事業場の実情に応じて、健康診断を実施するよう努めます



# ガイドラインの概要

## (2) 体力の状況の把握

- ・ 高齢労働者の労働災害を防止する観点から、事業者、高齢労働者双方が体力の状況を客観的に把握し、事業者はその体力にあった作業に従事させるとともに、高齢労働者が自らの身体機能の維持向上に取り組めるよう、主に高齢労働者を対象とした体力チェックを継続的に行うよう努めます
- ・ 体力チェックの対象となる労働者から理解が得られるよう、わかりやすく丁寧に体力チェックの目的を説明するとともに、事業場における方針を示し、運用の途中で適宜その方針を見直します

### ▼対策の例▼

- ・ 加齢による心身の衰えのチェック項目（フレイルチェック）等を導入します
- ・ 厚生労働省作成の「転倒等リスク評価セルフチェック票」等を活用します
- ・ 事業場の働き方や作業ルールにあわせた体力チェックを実施します。この場合、安全作業に必要な体力について定量的に測定する手法と評価基準は、安全衛生委員会等の審議を踏まえてルール化するようにします

### ✿考慮事項✿

- ・ 体力チェックの評価基準を設ける場合は、合理的な水準に設定し、安全に行うために必要な体力の水準に満たない労働者がいる場合は、その労働者の体力でも安全に作業できるよう職場環境の改善に取り組むとともに、労働者も必要な体力の維持向上の取組が必要です。

転倒等リスク評価セルフチェック票

## 体力チェックの一例 詳しい内容は→



**I 身体機能計測結果**

① 2ステップテスト（歩行能力・筋力）  
あなたの結果は  cm /  cm (身長) =    
下の評価表に当てはめると → 評価

評価数	1	2	3	4	5
結果 / 身長	~1.24	1.25 ~1.38	1.39 ~1.46	1.47 ~1.65	1.66~

② 座位ステップテスト（敏捷性）  
あなたの結果は  回 / 20秒   
下の評価表に当てはめると → 評価

評価数	1	2	3	4	5
(回)	~24	25 ~28	~29 ~43	44 ~47	48~

③ ファンクショナルリーチ（動的バランス）  
あなたの結果は  cm   
下の評価表に当てはめると → 評価

評価数	1	2	3	4	5
(cm)	~19	20 ~29	30 ~35	36 ~39	40~

④ 開眼片足立ち（静的バランス）  
あなたの結果は  秒   
下の評価表に当てはめると → 評価

評価数	1	2	3	4	5
(秒)	~7	7.1 ~17	17.1 ~55	55.1 ~90	90.1~

⑤ 閉眼片足立ち（静的バランス）  
あなたの結果は  秒   
下の評価表に当てはめると → 評価

評価数	1	2	3	4	5
(秒)	~15	15.1 ~30	30.1 ~84	84.1 ~120	120.1~

身体機能計測の評価数字をⅢのリーダーチャートに黒字で記入

**II 質問票（身体的特性）**

質問内容	あなたの回答NOは	合計	評価	評価
1. 人ごみの中、正面から来る人にぶつかるよけて歩けますか	<input type="text"/>	点	点	① 歩行能力(筋力)
2. 同年代に比べて体力に自信はありますか	<input type="text"/>			② 敏捷性
3. 突発的な事象に対する体の反応は早早い方と聞きますか	<input type="text"/>			③ 動的(リス)ス
4. 歩行中、小さい段差に足を引っかけたとき、すぐに元の位置に戻ると思いますか	<input type="text"/>	点	点	④ 静的(リス)ス(視眼)
5. 片足で立ったまま膝下を蹴ることができませんか	<input type="text"/>			⑤ 静的(リス)ス(聴眼)
6. 一直線に引いたマシンの上を、連続歩行で簡単に歩かずに歩かざるを得ないと思いますか	<input type="text"/>			⑥ 動的(リス)ス(聴眼)
7. 靴を履いて片足でどのくらい立つ自信がありますか	<input type="text"/>	点	点	⑦ 歩行能力(筋力)
8. 電車で乗って、つり革にかまらずどのくらい立ってられると思いますか	<input type="text"/>			⑧ 静的(リス)ス(聴眼)
9. 靴を履いて片足でどのくらい立つ自信がありますか	<input type="text"/>			⑨ 動的(リス)ス(聴眼)

合計点数 評価表

2~3	1
4~5	2
6~7	3
8~9	4
10	5

それそれぞれの評価結果をⅢのリーダーチャートに赤字で記入

III レーダーチャート

評価結果を転記し線で結びます  
(Iの身体機能計測結果を黒字、IIの質問票（身体的特性）は赤字で記入)

## (3) 健康や体力の状況に関する情報の取扱い

健康情報等を取り扱う際には、「労働者の心身の状態に関する情報の適正な取扱いのために事業者が講ずべき措置に関する指針」を踏まえた対応が必要です。

また、労働者の体力の状況の把握に当たっては、個々の労働者に対する不利益な取扱いを防ぐため、労働者自身の同意の取得方法や情報の取扱い方法等の事業場内手続について安全衛生委員会等の場を活用して定める必要があります。

# ガイドラインの概要

## 4 高齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応

- (1) 個々の高齢労働者の健康や体力の状況を踏まえた措置  
脳・心臓疾患が起こる確率は加齢にしたがって徐々に増加するとされており、高齢労働者については基礎疾患の罹患状況を踏まえ、労働時間の短縮や深夜業の回数の減少、作業の転換等の措置を講じます



### ※考慮事項※

- ・業務の軽減等の就業上の措置を実施する場合は、高齢労働者に状況を確認して、十分な話し合いを通じて本人の理解が得られるよう努めます

- (2) 高齢労働者の状況に応じた業務の提供  
健康や体力の状況は高齢になるほど個人差が拡大するとされており、個々の労働者の状況に応じ、安全と健康の点で適合する業務をマッチングさせるよう努めます

### ※考慮事項※

- ・疾病を抱えながら働き続けることを希望する高齢者の治療と仕事の両立を考慮します
- ・ワークシェアリングで健康や体力の状況や働き方のニーズに対応することも考えられます

- (3) 心身両面にわたる健康保持増進措置
- ・「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」や「労働者の心の健康の保持増進のための指針」に基づく取組に努めます
  - ・集団と個々の高齢労働者を対象として身体機能の維持向上に取り組むよう努めます
  - ・以下の例を参考に、事業場の実情に応じた優先順位をつけて取り組みます

### ▼対策の例▼

- ・フレイルやロコモティブシンドロームの予防を意識した健康づくり活動を実施します
- ・体力等の低下した高齢労働者に、身体機能の維持向上の支援を行うよう努めます  
例えば、運動する時間や場所への配慮、トレーニング機器の配置等の支援を考えます
- ・健康経営の観点や、コラボヘルスの観点から健康づくりに取り組みます

転倒・腰痛防止視聴覚教材  
～転倒・腰痛予防！「いきいき健康体操」～(動画)

他



## 5 安全衛生教育

- (1) 高齢労働者に対する教育
- ・高齢者対象の教育では、作業内容とリスクについて理解させるため、時間をかけ、写真や図、映像等の文字以外の情報も活用します
  - ・再雇用や再就職等により経験のない業種、業務に従事する場合、特に丁寧な教育訓練を行います

### ※考慮事項※

- ・身体機能の低下によるリスクを自覚し、体力維持や生活習慣の改善の必要性を理解することが重要です
- ・サービス業に多い軽作業や危険と感じられない作業でも、災害に至る可能性があります
- ・勤務シフト等から集合研修が困難な事業場では、視聴覚教材を活用した教育も有効です

- (2) 管理監督者等に対する教育
- ・教育を行う者や管理監督者、共に働く労働者に対しても、高齢労働者に特有の特徴と対策についての教育を行うよう努めます



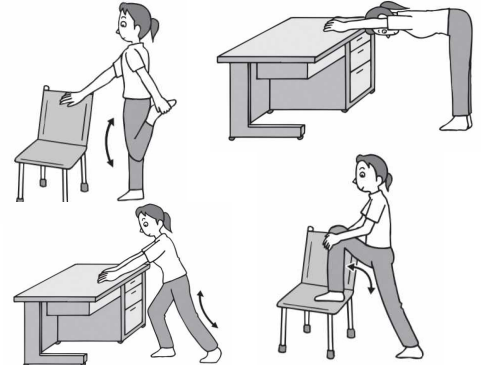
# ガイドラインの概要

## 労働者に求められる事項

生涯にわたり健康で長く活躍できるようにするために、一人ひとりの労働者は、事業者が実施する取り組みに協力するとともに、**自己の健康を守るための努力の重要性を理解し、自らの健康づくりに積極的に取り組む**ことが必要です。

個々の労働者が、**自らの身体機能の変化が労働災害リスクにつながり得ることを理解し、労使の協力の下、以下の取り組みを実情に応じて進めてください。**

- ・自らの身体機能や健康状況を客観的に把握し、健康や体力の維持管理に努めます
- ・法定の定期健康診断を必ず受けるとともに、法定の健康診断の対象とならない場合には、地域保健や保険者が行う特定健康診査等を受けるようにします
- ・体力チェック等に参加し、自身の体力の水準を確認します
- ・日ごろからストレッチや軽いスクワット運動等を取り入れ、基礎的体力の維持に取り組みます
- ・適正体重の維持、栄養バランスの良い食事等、食習慣や食行動の改善に取り組みます



ストレッチの例  
「介護業務で働く人のための腰痛予防のポイントとエクササイズ」より

## 好事例を参考にしましょう

取り組み事例を参考にして、自らの事業場の課題と対策を検討してください

### ■ 厚生労働省ホームページ

(先進企業) <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000156041.html>

(製造業) <https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/1003-2.html>

### ■ 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構ホームページ

<http://www.jeed.go.jp/elderly/data/statistics.html>



## 国による支援等（令和4年度）

### エイジフレンドリー補助金 申請受付期間（令和4年5月11日～10月末）

高齢者が安心して安全に働くための職場環境の整備等に要する費用を補助します。ぜひご活用ください

**対象者** 60歳以上の高齢労働者を常時1名以上雇用する中小企業事業者

**補助額** 補助率2分の1、上限100万円

**対象経費** 高齢労働者の労働災害防止のための措置に関する経費

- 事業場規模、高齢労働者の雇用状況等を審査の上、交付決定します  
(全ての申請者に交付されるものではありません)
- 交付決定額が予算額に達した場合、申請期間中でも受付を締め切ります

※補助の具体的な条件、応募手続き等の詳細は、厚生労働省ホームページをご確認ください。



## 高齢労働者安全衛生対策機器実証事業

安全衛生対策を実証しその結果をまとめていますので、今後の安全衛生対策にぜひご活用ください。

### ■ 腰痛リスク低減対策（5件）



### ■ 安全表示に関する取り組み



### ■ 転倒防止に関する取り組み（2件）



厚生労働省 安全衛生実証



※令和2年度の実証内容等の実証事業の詳細は、厚生労働省ホームページをご確認ください。

高齢者の安全衛生対策について個別に相談したいときは

## 中小規模事業場 安全衛生サポート事業 個別支援

労働災害防止団体が中小規模事業場に対して、安全衛生に関する知識・経験豊富な専門職員を派遣して、高齢労働者対策を含めた安全衛生活動支援を無料で行います。

### 現場確認

専門職員が2時間程度で**現場確認**と**ヒアリング**を行い、事業場の安全衛生管理状況の現状を把握します。

費用は  
**無料**です！



### 結果報告

専門職員が現場確認の結果を踏まえた**アドバイス**を行います。

- ◆ **転倒、腰痛、墜落・転落災害の予防**のアドバイスを行います。
- ◆ **現場巡視における目の付け所**のアドバイスを行います。
- ◆ 災害の芽となる「危険源」を見つけ、**リスク低減の具体的方法**をお伝えします。

労働災害防止団体 問い合わせ先

- ・中央労働災害防止協会
- ・建設業労働災害防止協会
- ・陸上貨物運送事業労働災害防止協会
- ・林業・木材製造業労働災害防止協会
- ・港湾貨物運送事業労働災害防止協会

- 技術支援部業務調整課
- 技術管理部指導課
- 技術管理部
- 教育支援課
- 技術管理部

- 03-3452-6366 (製造業等関係)
- 03-3453-0464 (建設業関係)
- 03-3455-3857 (陸上貨物運送事業関係)
- 03-3452-4981 (林業・木材製造業関係)
- 03-3452-7201 (港湾貨物運送事業関係)

## 労働安全コンサルタント・労働衛生コンサルタントによる安全衛生診断

労働安全コンサルタント・労働衛生コンサルタントは、厚生労働大臣が認めた労働安全・労働衛生のスペシャリストです。事業者の求めに応じて事業場の安全衛生診断等を行います。

【問い合わせ先】 一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会  
電話：03-3453-7935 ホームページ：<https://www.jashcon.or.jp/contents/>

**有料**

高齢者の戦力化のための条件整備について個別に相談したいときは

高齢者戦力化のための条件整備について  
**65歳超雇用推進プランナー**  
**高齢者雇用アドバイザー**にご相談ください！



65歳超雇用推進プランナー・高齢者雇用アドバイザーは、全国のハローワークと連携して、企業の高齢者雇用促進に向けた取組を支援しています！

### 65歳超雇用推進プランナー・ 高齢者雇用アドバイザーとは

高齢者の雇用に関する専門的知識や経験等を持っている外部の専門家です。

- 企業の人事労務管理等の諸問題の解決に取り組んだことのある人事労務管理担当経験者
- 経営コンサルタント
- 社会保険労務士
- 中小企業診断士
- 学識経験者
- など



### 相談・助言

**無料**

各企業の実情に応じて、以下の項目に対する専門的かつ技術的な**相談・助言**を行っています。

- 人事管理制度の整備に関する事
- 賃金、退職金制度の整備に関する事
- 職場の改善、職域開発に関する事
- 能力開発に関する事
- 健康管理に関する事
- その他高齢者等の雇用問題に関する事

機構HPはこちら



○お近くのお問合せ先は、高齢・障害・求職者雇用支援機構のホームページ (<http://www.jeed.go.jp>) からご覧いただけます。  
○「65歳超雇用推進事例サイト (<https://www.elder.jeed.go.jp/>)」により、65歳を超える人事制度を導入した企業や健康管理・職場の改善等に取り組む企業事例をホームページにて公開しています。

高齢労働者の労働災害防止対策についての情報は  
[厚生労働省ホームページ](#)に掲載しています



(R4. 7)

# エイジアクシヨン100

～ 生涯現役社会の実現につながる高齢労働者の  
安全と健康確保のための職場改善に向けて ～

<概要版>



中央労働災害防止協会  
厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

## 目次

- I はじめに ..... 2
- II 「エイジアクシヨン100」の概要 ..... 4
- III 高齢労働者の安全と健康確保のためのチェックリスト ..... 8
- IV 高齢労働者の安全と健康確保のための職場改善計画 ..... 14
- V 高齢労働者の安全と健康確保に役立つパンフレット等のリスト ..... 15
- VI 「エイジアクシヨン100」の活用方法 ..... 19

「エイジアクシヨン100」は、高齢労働者の安全と健康確保のための100の取組（エイジアクシヨン）を盛り込んだチェックリストを活用して、職場の課題を洗い出し、改善に向けての取組を進めるための「職場改善ツール」です。

### 「エイジアクシヨン100」の特設サイト

（アドレス：<http://www.jisha.or.jp/research/ageaction100/index.html>）

中央労働災害防止協会では、「エイジアクシヨン100」の特設サイトを設けています。高齢労働者の安全と健康確保のための職場改善を効果的に進めるための参考情報（下記の資料等）を掲載（平成30年6月現在）していますので、ご利用ください。

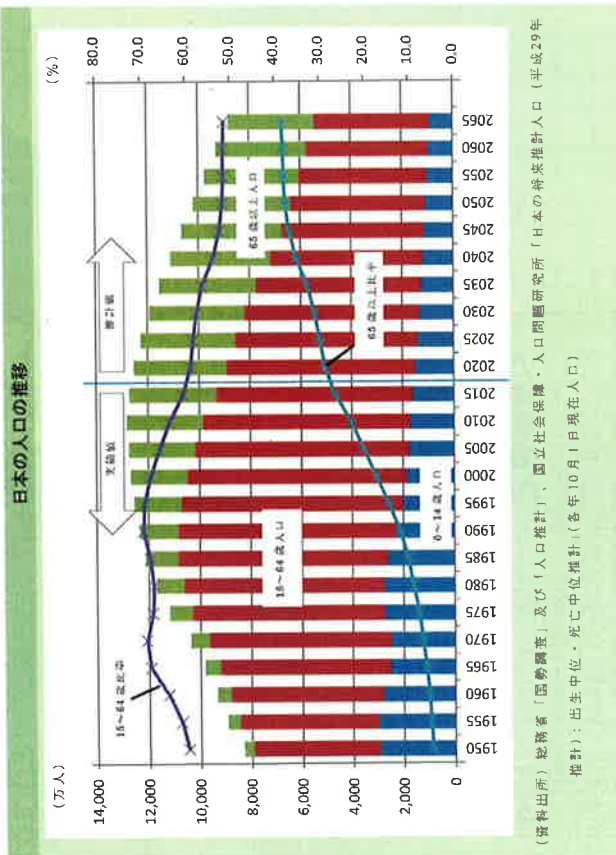
- 1 高齢労働者の安全と健康確保のためのチェックリスト（エクセルシート）
- 2 高齢労働者の安全と健康確保のためのチェックリストの解説（PDF）
- 3 高齢労働者の労働災害の発生状況（PDF）
- 4 加齢に伴う身体・精神機能の状況（PDF）
- 5 高齢労働者の安全と健康確保のための職場改善計画（エクセルシート）
- 6 高齢労働者の安全と健康確保に役立つパンフレット等のリスト（WEBとリンク）
- 7 「生涯現役社会の実現につながる高齢労働者の安全と健康確保のための職場改善に向けて」の報告書（PDF）

I はじめに

1. 現在、我が国においては、少子・高齢化の進展に伴って、生涯現役社会の実現が求められており、高齢労働者（50歳以上、以下同じ。）のこれまでに蓄積した知識や経験等を活かして、積極的に活躍できる機会を提供して、戦力として活用できるようにすることが重要な時代になっています。

I はじめに

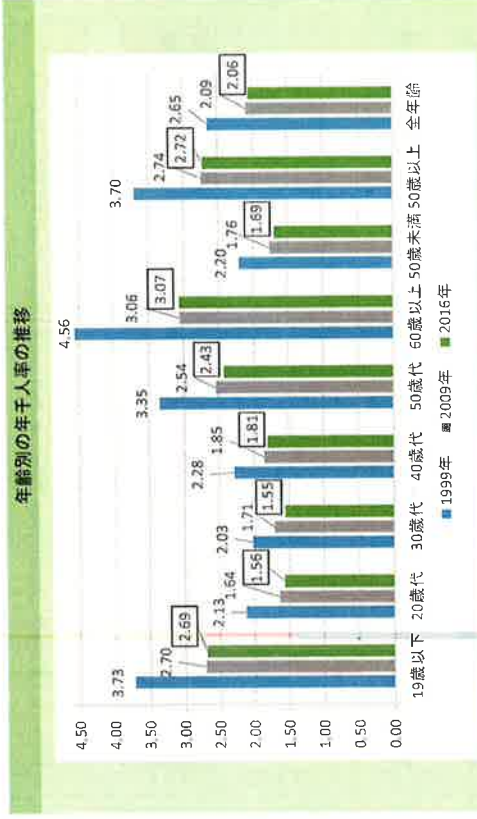
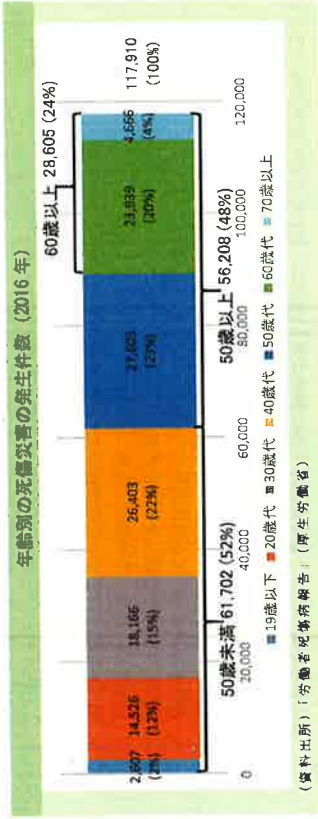
I はじめに



2. このような中で、高齢労働者の労働災害は、全体の約半数を占め、年千人率（労働者1,000人当たり1年間に発生する死傷者数を示すもの）で見ても、若年者に比べて、労働災害の発生率が高くなってきているなど、高齢労働者の労働災害の防止に向けての取組が喫緊の課題となっています。

具体的な対策の実施に当たっては、高齢労働者の労働災害の発生には、加齢に伴う身体・精神機能の低下が影響を与えていることから、それによる労働災害発生リスクの低減の視点を踏まえて対策を進めていくことがポイントとなります。

また、高齢労働者が、いきいきと働くことができ、その能力を最大限に発揮できるようにするためには、高齢労働者が働きやすい職場環境の整備や働き方の見直しを行うという視点も重要です。



3. このような視点を踏まえて、企業における高齢労働者の安全と健康確保のための職場改善の取組を促していくために、今般、「高齢労働者の安全と健康確保のための職場改善ツール」として、「エイジアクション100」を開発しました。

(注) 「高齢労働者」の用語については、「エイジアクション100」においては、「50歳以上の労働者の労働災害別上」の取組を進めるための便用上、50歳以上の労働者を「高齢労働者」という用語を用いて表現しています。

## II 「エイジアクション100」の概要

### 1 特色

「エイジアクション100」の特色は、次の3点です。

- (1) 高齢労働者の安全と健康確保のための取組（エイジアクション）として、100の取組を推奨しており、これを盛り込んだチェックリストを活用して、現在の取組状況のチェックを行うことにより、職場の課題を洗い出すことができます。
- (2) チェックリストの解説等の参考資料を付しており、加齢に伴う身体・精神機能の低下による労働災害の発生リスクの低減のための対策、高齢労働者が働きやすい職場環境の整備や働き方の見直し等のポイントを理解していただけるようにしています。
- (3) チェックの結果を基に、労働災害に直結する可能性の高い事項を優先して取り上げて、職場改善の検討を進めることができるようにするとともに、検討を進める際に役立つ等のパンフレットのリストも併せて盛り込んでおり、PDCAサイクルの下で、取組を継続することにより、着実にスバイラルアップできるようにしています。

### 2 構成

「エイジアクション100」は、次の6点を中心に構成されています。

- (1) 「**高齢労働者の安全と健康確保のためのチェックリスト**」(以下「**チェックリスト**」  
P 8～参照、エクセルシートは特設サイト参照)  
高齢労働者の安全と健康確保のための取組（エイジアクション）として、100の取組を推奨しており、これを盛り込んだチェックリストを活用して、現在の取組状況のチェックを行うことにより、職場の課題を洗い出すことができるように設定しています。
- (2) 「**高齢労働者の安全と健康確保のためのチェックリストの解説**」(以下「**チェックリストの解説**」、特設サイト参照)  
チェックリストの解説においては、加齢に伴う身体・精神機能の低下による労働災害の発生リスクを低減するための対策、高齢労働者が働きやすい職場環境の整備や働き方の見直し等のポイントを解説しています。  
また、「**取組の具体例**」を併せて盛り込んでおり、今後、どのような具体的な取組を行う必要があるのかを検討する際のヒントとして活用できるようにしています。
- (3) 「**高齢労働者の労働災害の発生状況**」(特設サイト参照)  
高齢労働者には、どのような労働災害が多いのかなど、高齢労働者の労働災害の発生状況を踏まえた職場改善の検討を行う際の参考として活用できるようにしています。

### (4) 「加齢に伴う身体・精神機能の状況」(特設サイト参照)

「加齢に伴う身体・精神機能の低下」による「労働災害の発生リスク」の理解を補うとともに、職場改善に向けての検討を行う際の参考として活用できるようにしています。

### (5) 「高齢労働者の安全と健康確保のための職場改善計画」(以下「**職場改善計画**」、P 14参照、エクセルシートは特設サイト参照)

現在の取組状況のチェックを行った上で、職場改善に向けての検討を行う際の便宜を図るため、職場改善計画の様式を盛り込んでいます。

### (6) 「高齢労働者の安全と健康確保に役立つパンフレット等のリスト」(P 15参照)

今後の職場改善に向けての検討を行うに当たっての標準的な取組手法を理解していただくために、国等において示されている転倒防止や腰痛予防等をはじめとする各種の労働災害防止や健康確保に関する指針やパンフレット等のリストを参考に付しています。

## 3 「エイジアクション100」を活用した職場改善の流れ

「エイジアクション100」を活用した職場改善は、主として、①事業所単位で、②安全（衛生）管理者（推進者）等が、③安全衛生委員会等で検討を行って、職場改善を進めていくことを想定しています。

また、「エイジアクション100」を活用した職場改善においては、労働災害に直結する可能性の高い事項や法令上の事業者の義務となっている事項等について優先的に改善を行うた上で、高齢労働者の働きやすい職場環境の整備や働き方の見直しの取組へとつなげるなど、企業の取組レベルに応じて、順次、スバイラルアップさせながら、継続的に取り組んでいけるようにしています。

## 「エイジアクシオン100」を活用した職場改善の流れ

(1) 現状把握 (VIの1 (P.19) 参照)  
事業所における過去の労働災害の発生状況、高年齢労働者の作業負荷の程度や健康状況等の現状把握を行います。



(2) チェックの実施 (VIの2 (P.19) 参照)

① 実施体制の決定  
ア 事業所規模 50人以上：安全(衛生)管理者  
イ 事業所規模 10人以上 50人未満：安全(衛生)推進者  
ウ 事業所規模 10人未満：事業主が指名した者等

② チェックの実施  
チェックリストを活用して、チェックリストの解説やその他の参考資料を参照しつつ、チェックを行います。  
その際、チェックの結果については、次の方法により記入します。  
ア 「○」：取組を既に行っており現行のままです。  
イ 「×」：取組を行っていない、又は行っているがさらに改善が必要。  
ウ 「-」：対象業務なし、又は検討の必要なし。

☞ チェックリストは、特設サイトにエクセルシートが掲載されていますので、ダウンロードしてご利用ください。

③ 優先度のマーク  
「×」が付された項目のうち、優先度が高いと考える項目に、チェックの際に、マークを付しておきます。



## II

## 概要

## II

## 概要

## (3) 職場改善の実施

- ① 取組事項の選定 (VIの3の(1) (P.21) 参照)  
ア 「×」が付された項目のうち優先度が高いものについて、職場改善計画を作成し、安全衛生委員会等において検討を行い、事業所としての方針を決定した上で、取組を進めます。  
☞ 職場改善計画は、特設サイトにエクセルシートを掲載していますので、ダウンロードしてご利用ください。
- イ チェックリストの「3 高年齢労働者に多発する労働災害の防止のための対策」の「主な業種別の最優先取組事項」(P.21参照)の中で「×」が付された項目については、そのまま放置した場合には、労働災害に直結する可能性が高いことから、できる限り優先して取組を進めます。
- ② 職場改善策の検討 (VIの3の(2) (P.21) 参照)  
ア 職場改善策を検討するに当たっては、国等において示されている各種の労働災害防止や健康確保に関するパンフレット等のリスト(P.15～参照)を参考にしてください。  
イ 効果的な職場改善策とするためには、高年齢労働者等の職場関係者等の意見やアイデア等も参考に聴取しつつ、検討を進めることが望ましいです。
- ③ PDCAサイクルの仕組みによる着実なレベルアップ (VIの4 (P.22) 参照)  
ア PDCAサイクルの仕組みで取組を進めることにより、中長期的・継続的な取組として、着実にレベルアップしていきけるようになります。  
イ 職場改善の取組の1サイクルは、主に6か月～1年くらいのサイクルで継続実施することを想定しています。

### Ⅲ 高年齢労働者の安全と健康確保のためのチェックリスト

番号	チェック項目 (100の「エイジアクション」)	結果
1	高年齢労働者の能力としての活用	
	1 高年齢労働者のこれまでの知識と経験を活かして、働きとして活用している。	
2	高年齢労働者の安全衛生の継続管理	
	(1) 基本方針の説明	
	2 高年齢労働者の対策も盛り込んで、安全衛生対策の基本方針の説明を行っている。	
	(2) 高年齢労働者の安全衛生対策の推進体制の整備等	
	3 高年齢労働者の対策も盛り込んで、安全衛生対策を推進する計画を策定している。	
	4 加齢に伴う身体・精神機能の低下による労働災害発生リスクに対応する観点から、高年齢労働者の安全衛生対策の検討を行っている。	
	5 高年齢労働者による労働災害の発生リスクがあると考えられる場合には、相殺しやすい体制を整備し、必要に応じて、作業内容や作業方法の変更、作業時間の短縮等を行っている。	
3	高年齢労働者に多発する労働災害の防止のための対策	
	(1) 転倒防止	
	① つま先ずみ、踏み外し、滑りの防止措置	
	② 通路の十分な幅を確保し、整理・整頓により通路、階段、出入口には物を放置せず、足元の電線やケーブルはまとめておく。	
	③ 床面の水たまり、米、油、粉塵等は放置せず、その都度取り除いている。	
	④ 階段・通路の移動が安全にできるように十分な明るさ(照度)を確保している。	
	⑤ 階段には手すりを設けるほか、通路の段差を解消し、滑りやすい箇所にはすべり止めを設ける等の設備改善を行っている。	
	⑥ 通路の段差を解消できない箇所や滑りやすい箇所が際立つ場合は、表示等により注意喚起を行っている。	
	⑦ 安全な作業靴の着用	
	11 作業現場の環境に合った耐滑性があり、つま先にくい作業靴を着用させている。	
	(2) 歩行時の禁止事項	
	① 書類や携帯電話を思ながらの「ながら歩き」、ポケットに手を入れた「ポケットハンド」での歩行や「脚」を走ること」は禁止している。	
	② 危険マップ等の作成・周知	
	13 ヒヤリ・ハット情報を活用して、転倒しやすい箇所の危険マップ等を作成して周知している。	
	(3) 整理・転落防止	
	① 高所作業の回避	
	14 高所作業をできる限り避け、地上での作業に代えている。	
	② 作業服・手すり等の設置	
	高所作業をさせる場合には、安全に行うことができる広さの作業服を設けて、その端や開口部等には、バランスを崩しても安全な高さの囲い、手すり、覆い等を設けている。	
	③ 保護具の使用	
	高所作業をさせる場合には、ヘルメット(「飛来・落下物用」と「墜落時保護用」)の規格をともに満たすもの(以下同じ)を着用させた上で、安全帯を使用させている。	

### Ⅲ チェックリスト

### Ⅲ チェックリスト

番号	チェック項目 (100の「エイジアクション」)	結果
④	整理・転落防止設備の作業前確認	
17	高所作業をさせる場合には、その作業開始前に、作業床や手すり、安全帯を安全に取り付け、設備等の安全性の確認を行っている。	
⑤	はしご・脚立の使用の回避	
18	はしごや脚立の使用をできる限り避け、移動式足場や作業台等を使用させている。	
⑥	はしご・脚立の安全使用	
19	はしごや脚立を使用させる場合には、ヘルメットを着用させた上で、安全な方法で使用させている。	
(3) 履着予防		
① 作業姿勢		
20	ひねり、肩ががみ、中腰等の不自然な作業姿勢を取らせないようにしている。	
21	肘(ひじ)の曲げ角度が90度になるように、作業台の高さを調整している。	
22	同一作業姿勢を長時間取らせないようにしている。	
23	不自然な姿勢を取らざるを得ない場合や反復作業を行わせる場合には、休憩・休止をしっかりと、他の作業と組み合わせて、できる限り連続しないようにしている。	
② 置置物の取扱い		
24	置置物の取扱作業を、できる限り少なくしている。	
25	置置物を取り扱う場合には、機械(台車・昇降機・パランサー等)による自動化・省力化、防炎予防ベルト・アシストスーツ等の活用による負担の軽減を行っている。	
26	置置物の重さや外観から判断できない偏った重心の位置を、できる限り明示している。	
③ 介護・搬送作業		
27	介護者のベッドから重いす等への移送介助等には、介護用リフト、スライディングボード・シート等を活用している。	
(4) はさまれ・巻き込まれ防止		
① ガートの設置		
28	機械の危険な部分には、バランスを崩しても、接触することがない高さのガード(囲い・柵・扉、カバー等)を設けて防護するとともに、そのガードには、ぶつかっても怪我をしないようにクッションをつけている。	
② 安全装置の設置		
29	身体の一部が機械と接触する前に、機械が安全側に停止する安全装置を設けている。	
③ 標識・表示等		
30	機械の危険な部分には、見やすい標識・表示等により注意喚起を行っている。	
④ 機械の保守・点検時の停止		
31	機械を停止させて、点検中等の表示をした上で、機械の清掃・修理等の保守・点検を行っている。	
⑤ 履着の確認		
32	上着やズボンの裾は巻き込まれるおそれがないか、袖のボタンはかけているか等について、作業開始前に確認している。	
⑥ 安全帯等の確認		
33	安全カバナー・安全囲い等を取り外した場合には、機械が停止することを確認している。	
(5) 交通労働災害防止		
① 適正な労働時間管理・走行管理		
34	長時間走行・夜交、早朝時間帯や悪天候時の走行を避け、走行計画は十分な休憩時間・仮眠時間を確保した余裕のあるものにしていく。	

番号	チェック項目 (100の「エイジアクション」)	結果 優先度
35	② 安全健康問い合わせ等 疲労、飲酒、睡眠不足等で安全な運転ができないおそれがないかについて、運転開始前に、問い合わせやアルコールコーンチェッカー等により確認している。	
36	③ 運転適性の検査 運転適性検査や運転時無呼吸症候群の検査を定期的に行っている。	
37	④ 交通安全教育の実施 運転不足、飲酒や疲労等による運転への影響のほか、近年の「慣れ」等によって、安全確認や運転操作がおろそかにならないように、交通安全教育を行っている。	
38	⑤ 自動車運転を専門とする運転手については、ドライブレコーダーの記録や乗車チェック等により運転能力を確認して、運転指導を行っている。	
39	⑥ 交通安全情報マップの作成・周知 交通安全発生状況、デジタル・タコグラフ、ヒヤリ・ハット事例等に基づき、危険な箇所、注意事項等を記載した交通安全情報マップを作成して周知している。	
40	⑦ 先進安全技術搭載した車両の導入 自動ブレーキ、ペダル踏み間違い防止装置等の先進安全技術を搭載した車両を導入している。	
41	⑧ 異常気象時の対応 急な気象の変化や異常気象の場合には、安全の確保のための進行中止、徐行運転や一時待機等の必要を指示を行っている。	
42	⑨ 点検・整備 定期的な点検整備のほか、乗車・走行前に、必要に応じて、日常点検整備を行って、画面の保守管理を適切に行っている。	
43	(6) 熱中症予防 ① 作業計画の決定等 夏季や熱中症予防期間中は熱中症発生の危険性に応じて、作業の中止、作業時間の短縮等ができるように、余裕を持った作業計画を立てている。	
44	② 暑さ指数(WBGT値)の把握 暑さ指数(WBGT値)を測定して、暑さを踏まえ(おそれのある)作業場所(高温多湿作業場所)については、必要な熱中症予防対策を行っている。	
45	③ 暑さ指数を下げるための設備の整備 扇風機、通風、冷却設備や、ミストシャワー等の暑さ指数を下げるための設備を整備している。	
46	④ 休憩場所の整備 作業時間の近く(休憩所)や日陰の涼しい休憩場所を整備している。	
47	⑤ 涼しい服装 クールジャケット等の透湿性・通気性のよい服を着用させるとともに、直射日光下では、透気性のよい帽子(クールヘルメット等)を着用させている。	
48	⑥ 作業時間の短縮等 暑さ指数が高いときは、作業の中止、作業時間の短縮、こまめな休憩、身体作業強度の低い作業への変更、作業場所の変更等を行っている。	
49	⑦ 熱への順化 暑さに慣れるまでの間(梅雨明け直後、長期の休み明け等)は十分な休憩を取り、1週間程度以上かけて徐々に身体を慣らすようにしている。	
50	⑧ 水分・塩分の摂取 自覚症状の有無に限らず、定期的に水分・塩分を摂取させている。	
51	⑨ 健康診断の有料受診への対応 健康診断結果に所見のある高齢労働者には、高温多湿作業場所での作業をさせる場合には、医師の意見を聞いて、適切な就業上の措置(作業時間の短縮、就業場所や作業内容の変更等)を行っている。	

### III チェックリスト

### III チェックリスト

番号	チェック項目 (100の「エイジアクション」)	結果 優先度
52	⑩ 健康問い合わせ等 作業開始前に、睡眠不足や体調不良の有無等の問い合わせを行って、健康状態を確認している。	
53	⑪ 作業中の監視 高温多湿作業場所での作業中は、巡視を頻密に行って、暑熱環境や健康状態等を確認している。	
54	4 高齢労働者の作業管理 (1) 作業内容の調整や作業開始前の事情把握 高齢労働者の身体・精神機能に個人差が大きいことを踏まえて、個人の状態に応じて、作業負荷が大きいような、作業内容をきめ細かく調整している。	
55	作業開始前に、準備体操やストレッチ体操を行い、体を十分にまわしてから作業に着手できるようにしている。	
56	(2) 作業負荷の調整 強い労力を要する作業や長時間にわたって労力を使用する作業は減らしている。	
57	呼吸が乱れるような強い動作を伴う作業や瞬間的判断を必要とする作業をなくすとともに、緊急の場合でも、過度な作業負荷がからないようにしている。	
58	(3) 作業ペースや作業量のコントロール 担当する作業の量や到達点を事前に明示するほか、自らの作業の進捗状況を確認できるようにしている。	
59	作業負荷が大きくなりすぎないように、作業ペースや作業量を個人に合ったものとなるように調整している。	
60	(4) 休憩・休止 休憩時間のほか、トイレに行くための時間や作業の休止時間を取ることができるようにしている。	
61	過度な注意の集中を必要とする作業の継続時間が、長くなりすぎないようにしている。	
62	疲労やストレスを効果的に軽減することができるように、休憩室、シャワー室、相談室、運動施設等を設置している。	
63	(1) 暑熱環境の整備 画面・ディスプレイ(表示画面)、指示物等の文字の大きさや色合いは、見やすくするように工夫している。	
64	手元や文字が見やすくなるように、照度の明るさを確保している。	
65	近い距離での細かい作業を避けて、見やすくなるように、作業者と作業対象物との距離を調整している。	
66	(2) 聴覚環境の整備 注意を引ける背景騒音の音量を小さくし、警報音を聞き取りやすくしている。	
67	注意を聞き取りやすくなるように工夫するほか、聞き取りが難しい場合には、見て分かる方法(書面、音声灯、タウランブ等)によっている。	
68	(3) 暑熱環境への対応 暑熱環境に長時間さらされないように作業計画を立てている。	
69	暑熱環境下での作業を開始する前に、体を冷めるための準備運動を行うとともに、作業時は、保護性のある防護具(保護、手袋、帽子、靴等)を着用させている。	



番号	チェック項目 (100の「エイジアクション」)	結果 優先度
6	<p><b>高齢労働者の健康管理</b></p> <p>(1) 健康診断と事後措置の実施等</p> <p>① 健康診断の実施等</p> <p>70 病気があったり、体調が不良であったりする高齢労働者も見られること等を踏まえて、きめ細かな健康管理を行っている。</p> <p>71 法令に基づく健康診断の対象外となる場合もある定年退職後に再度用された長時間勤務者や隔日勤務者等についても、健康診断を実施している。</p> <p>② 健康診断の事後措置</p> <p>72 健康診断の結果に異常が見られる場合には、医師等の意見を聴取して、就業上の措置（作業時間の短縮、作業内容の変更等）を講義している。</p> <p>73 所見のある健康診断結果を踏まえて、医師等から意見を聴取する際には、医師等が判断を行うに当たって必要となる本人の就業状況に関する情報（作業時間、作業内容等）を的確に提供している。</p> <p>③ 保健指導、健康相談等</p> <p>74 保健指導や健康相談等においては、健康診断の所見やその経年的な変化に応じて、必要とされる具体的な取組内容（運動、休養、睡眠、食事、筋力、栄養、禁煙、口唇衛生等）を指示している。</p> <p>④ 精密検査や医療機関への受診の勧奨</p> <p>75 健康診断において生活習慣病が指摘された場合には、保健指導による進行の抑制に加えて、精密検査や医療機関への受診の勧奨を行っている。</p> <p>76 健康診断において精密検査や医療機関への受診の勧奨を行っている場合には、精密検査や医療機関への受診の勧奨を行っている。</p> <p>⑤ 病状悪化等の避避措置</p> <p>77 医療機関において生活習慣病が指摘された場合には、医師等の所見やその経年的な変化に応じて、必要とされる具体的な取組内容（運動、休養、睡眠、食事、筋力、栄養、禁煙、口唇衛生等）を指示している。</p> <p>⑥ 体調不良等に対する対応できる体制の整備</p> <p>78 体調不良等の場合には、職場でできる範囲を確保するとともに、すぐに医療機関等を受診できる体制を整備している。</p> <p>(2) メンタルヘルスマネジメント</p> <p>① 高齢労働者の特性への配慮</p> <p>79 高齢労働者の特性（職場における認知機能の変化、病状・体調不良、睡眠の低下等）に伴うストレスの増加やストレス耐性の低下等を踏まえて、メンタルヘルスマネジメントを行っている。</p> <p>② 研修・情報提供</p> <p>80 高齢労働者や管理監督者に対して、メンタルヘルスマネジメントについての研修や情報提供を行っている。</p> <p>③ 相談窓口の設置</p> <p>81 メンタルヘルスマネジメントに関する相談窓口の設置等により相談しやすい環境を整備している。</p> <p>④ ストレスチェック</p> <p>82 ストレスチェック（ストレスの状況を確認するための検査）を実施して、作業時間の短縮、作業内容の変更等の就業上の措置や健康管理の改善を行っている。</p> <p>⑤ 職場環境の整備</p> <p>83 メンタルヘルスマネジメントにより休職した場合に、円滑に職場復帰できるようにするためのプログラムを整備している。</p> <p>(3) 仮病・健康被害の予防のための体力測定・運動指導</p> <p>84 仮病・健康被害を予防するための予防のための筋力測定・ストレッチ体操等の運動指導を行っている。</p> <p>(4) がんの教育と検診</p> <p>85 がんについての知識を促す健康啓蒙を行うとともに、がん予防につながる生活習慣の改善（禁煙等）の指導を行っている。</p> <p>86 がん検診を実施したり、健康保険組合等や市町村が実施するがん検診の受診勧奨を行っている。</p>	

### Ⅲ チェックリスト

### Ⅲ チェックリスト

番号	チェック項目 (100の「エイジアクション」)	結果 優先度
7	<p><b>高齢労働者に対する安全衛生教育</b></p> <p>(1) 安全衛生教育の実施等</p> <p>87 法令で定められた安全衛生教育を確実に実施している。</p> <p>(2) 加齢に伴う身体・精神機能の低下に対応するための安全衛生教育</p> <p>88 加齢に伴う身体・精神機能の低下による労働災害発生リスクを低減させるための安全衛生教育を行っている。</p> <p>(3) 教育・指導の実施に当たっては、高齢労働者の特性への配慮</p> <p>89 「ベテランだから大丈夫」という先入観を持たないで、十分な時間をかけて、教育・指導を行っている。</p>	
8	<p><b>高齢労働者の勤務条件</b></p> <p>(1) 勤務形態・労働時間</p> <p>90 定年退職・再雇用後は、希望すれば、働きやすい柔軟な勤務制度・休暇制度を採用できるようにしている。</p> <p>(2) 夜勤</p> <p>91 できる限り夜勤を避けることにも、夜勤をさせる場合には、心身の負担を軽減するように夜勤シフトや休日などを調整している。</p> <p>(3) 安全や健康の確保に配慮した職務配置</p> <p>92 高齢労働者の健康状態（身体・精神機能）の状況を踏まえて、安全や健康の確保に支障がないように職務配置を行っている。</p> <p>(4) 高齢労働者の円滑な職場適応</p> <p>93 高齢労働者の就業における役割を明確にするとともに、円滑に職場に適応できるように、きめ細かな自己啓蒙を行っている。</p> <p>(5) 治療と仕事の両立支援</p> <p>94 治療と仕事との両立を図りながら、安心して働けるように必要な支援や環境整備を行っている。</p>	
9	<p><b>高齢期に健康で安全に働くことができるようにするための若年時からの準備（エイジ・マネジメント）</b></p> <p>(1) 健康づくりの支援</p> <p>95 高齢期になっても元気に働くことができるように、若年時から、運動指導、生活習慣指導（休養、睡眠、食事、筋力、栄養等）等の健康教育、口唇衛生等の健康づくりの支援を行っている。</p> <p>(2) 女性特有の健康上の課題（母性健康増進、乳がん・子宮がん、更年期障害、骨粗しょう症等）についての支援</p> <p>96 妊娠、出産に伴う体調不良や更年期障害の症状が強い場合には、就業上の配慮や産婦人科の受診勧奨を行っている。</p> <p>97 乳がんや子宮がんについて、女性労働者に対する健康啓蒙を行うとともに、がん検診の案内、健康保険組合等や市町村が実施するがん検診の受診勧奨を行っている。</p> <p>98 若年時から、更年期以降の骨粗しょう症についての健康啓蒙を行うとともに、骨粗しょう症予防のための予防指導や運動指導等の支援を行っている。</p> <p>(3) 長時間労働の抑制やワーク・ライフ・バランスの確保</p> <p>99 仕事により心身の負担を蓄積することのないように、若年時から、長時間労働の抑制やワーク・ライフ・バランスの確保を行っている。</p> <p>(4) キャリア形成の支援</p> <p>100 若年時から、高齢期までを見据えたキャリア形成の支援を行うとともに、高齢期を迎える前に、今後のキャリアについて考える機会を提供している。</p>	

(注1)「環境」の記入方法は、以下のとおりです。  
 ・「○」：取組を断って行っており、実行のままでよい。  
 ・「△」：取組を行っているが、又は行っていないが、さらに改善が必要。  
 ・「×」：対策が実施されていないが、必要と認められる。  
 ・「/」：対策が実施されていないが、必要と認められる。  
 ・「/」：対策が実施されていないが、必要と認められる。

(注2)「優先度」欄は、優先して改善を行うべき項目と判断される項目にチェックを入れます。

IV 高年齢労働者の安全と健康確保のための職場改善計画

フォローアップ									
月									
月									
月									
月									
月									
月									
月									
月									
月									
担当者/責任者									
実施予定									
進行の問題点の理由									
進行の問題点「チェック項目が」の理由									
実施予定									2
担当者									

IV 職場改善計画

V パンフレット等のリスト

V 高年齢労働者の安全と健康確保に役立つパンフレット等のリスト

名称	機関名	URL
<b>1 高年齢労働者の能力としての活用</b>		
65 歳超雇用推進マニュアル～高齢者の能力強化のすずめ～	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構	<a href="http://www.jeed.or.jp/elderly/data/q2k4k0000001f3f-est/q2k4k0000001f5r.pdf">http://www.jeed.or.jp/elderly/data/q2k4k0000001f3f-est/q2k4k0000001f5r.pdf</a>
65 歳超雇用推進マニュアル～高齢者の能力強化のすずめ～ (その2)	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構	<a href="http://www.jeed.or.jp/elderly/data/q2k4k0000001f3f-est/q2k4k000001c9h.pdf">http://www.jeed.or.jp/elderly/data/q2k4k0000001f3f-est/q2k4k000001c9h.pdf</a>
65 歳超雇用推進マニュアル～高齢者の能力強化のすずめ～ (その2)	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構	<a href="https://www.jeed.or.jp/elderly/data/pesphlet_company70/oes7r06000000/paf-est/oes7r06000000p69.pdf">https://www.jeed.or.jp/elderly/data/pesphlet_company70/oes7r06000000/paf-est/oes7r06000000p69.pdf</a>
65 歳超雇用推進マニュアル～高齢者の能力強化のすずめ～ (その2)	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構	<a href="http://www.jeed.or.jp/elderly/research/enterprise/hints.html">http://www.jeed.or.jp/elderly/research/enterprise/hints.html</a>
<b>2 高年齢労働者の安全衛生の総括管理</b>		
(1) 基本方針の説明		
(2) 高年齢労働者の安全衛生対策の推進体制の整備等		
第13 次労働災害防止計画	厚生労働省	<a href="http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakutsuite/bunyu/0000197608.html">http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakutsuite/bunyu/0000197608.html</a>
職場のあんぜんサイト	厚生労働省	<a href="http://anzeninfo.mhlw.go.jp/">http://anzeninfo.mhlw.go.jp/</a>
「安全衛生情報センター」のWEBサイト	中央労働災害防止協会	<a href="https://www.jaish.gr.jp/">https://www.jaish.gr.jp/</a>
労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針 (平成11 年労働省告示第53 号)	厚生労働省	<a href="https://www.jaish.gr.jp/anzen/hor/hor1-2/hor1-2-58-1-01.rtf">https://www.jaish.gr.jp/anzen/hor/hor1-2/hor1-2-58-1-01.rtf</a>
先鋒社又は有害な仕事等の調査に関する指針 (平成18 年3 月10 日厚生労働省告示第1 号)	厚生労働省	<a href="http://www.mhlw.go.jp/file/06-SeisakuJouhou-11300000-Roudouki/Junkyokuanzeiseibu/000007404.pdf">http://www.mhlw.go.jp/file/06-SeisakuJouhou-11300000-Roudouki/Junkyokuanzeiseibu/000007404.pdf</a>
高年齢労働者の活用促進のための安全衛生対策～先進企業の取組事例～	中央労働災害防止協会	<a href="http://www.jisha.or.jp/research/report/201703_01.html">http://www.jisha.or.jp/research/report/201703_01.html</a>
「働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」のWEBサイト	厚生労働省	<a href="http://anzeninfo.mhlw.go.jp/information/sanjisengyo.html">http://anzeninfo.mhlw.go.jp/information/sanjisengyo.html</a>
<b>3 高年齢労働者に多発する労働災害の防止のための対策</b>		
(1) 転倒防止		
「STOP！転倒災害プロジェクト」のWEBサイト	厚生労働省	<a href="https://anzeninfo.mhlw.go.jp/information/tentou1501.html">https://anzeninfo.mhlw.go.jp/information/tentou1501.html</a>
「STOP！転倒災害プロジェクト」のリーフレット	厚生労働省	<a href="http://www.mhlw.go.jp/file/06-SeisakuJouhou-11300000-Roudouki/Junkyokuanzeiseibu/000011161.pdf">http://www.mhlw.go.jp/file/06-SeisakuJouhou-11300000-Roudouki/Junkyokuanzeiseibu/000011161.pdf</a>
(2) 墜落・転落防止		
足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進運動 (平成27 年5 月20 日付通勞第0520 号第1 号)	厚生労働省	<a href="http://www.mhlw.go.jp/file/06-SeisakuJouhou-11300000-Roudouki/Junkyokuanzeiseibu/000068466.pdf">http://www.mhlw.go.jp/file/06-SeisakuJouhou-11300000-Roudouki/Junkyokuanzeiseibu/000068466.pdf</a>
「足場からの総合的な墜落・転落災害防止対策について」のパンフレット	厚生労働省	<a href="http://www.mhlw.go.jp/nee-info/kobetsu/roudu/gyousei/anzen/120009-1.html">http://www.mhlw.go.jp/nee-info/kobetsu/roudu/gyousei/anzen/120009-1.html</a>

名称	機関名	URL
「足場からの墜落防止のための措置を強化します」のパンフレット	厚生労働省	<a href="http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/enzen/d/150618e-2.pdf">http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/enzen/d/150618e-2.pdf</a>
「正しく使おうフルハーネス」のパンフレット	建設業労働災害防止協会	<a href="http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/enzen/d/170131e-1.pdf">http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/enzen/d/170131e-1.pdf</a>
(3) 腰痛予防		
職場における腰痛予防対策（平成25年6月10日付け発表第0618号第1号）	厚生労働省	<a href="http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/youtsushishin.html">http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/youtsushishin.html</a>
「職場での腰痛を予防しましょう！」「腰痛予防指針」による予防のポイントのパンフレット	厚生労働省	<a href="http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/enzen/d/131114-01.pdf">http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/enzen/d/131114-01.pdf</a>
「看護・介護作業における腰痛を予防しましょう」のパンフレット	厚生労働省	<a href="http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/enzen/d/131025-01.pdf">http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/enzen/d/131025-01.pdf</a>
高齢者介護施設における屋入れ扉の安全衛生教育マニュアル	中央労働災害防止協会	<a href="http://www.jisha.or.jp/research/report/index.html">http://www.jisha.or.jp/research/report/index.html</a>
(4) はさまれ・巻き込まれ防止		
機械の包括的な安全基準に関する指針（平成19年7月31日付け発表第0731001号）	厚生労働省	<a href="https://www.jaish.or.jp/horei/hor1-48/hor1-48-36-1-4.html">https://www.jaish.or.jp/horei/hor1-48/hor1-48-36-1-4.html</a>
「機械の包括的な安全基準に関する指針」が改正されました～改訂を安全化し、安全に使用するために～のパンフレット	厚生労働省	<a href="http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudouki/jun/anzensei114/d/ks04.pdf">http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudouki/jun/anzensei114/d/ks04.pdf</a>
機械の安全規格を応用して災害防止を進めるためのガイドブック	中央労働災害防止協会	<a href="http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisei-isaku/jouhou-11200000-RoudoukiJunkyoku/Kikai_Kikaku_2.pdf">http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisei-isaku/jouhou-11200000-RoudoukiJunkyoku/Kikai_Kikaku_2.pdf</a>
(5) 交通労働災害防止		
交通労働災害防止のためのガイドライン（平成25年5月28日）	厚生労働省	<a href="http://anzeinfo.mhlw.go.jp/information/koutsu-guide/nc_2505.pdf">http://anzeinfo.mhlw.go.jp/information/koutsu-guide/nc_2505.pdf</a>
「交通労働災害を防止しましょう」「交通労働災害防止のためのガイドライン」のポスターのパンフレット	厚生労働省	<a href="http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/enzen/130912-01.html">http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/enzen/130912-01.html</a>
「交通労働災害を防止するために」のパンフレット	厚生労働省	<a href="http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisei-isaku/outdoor-11300000-RoudoukiJunkyoku/anzensei1309120234.pdf">http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisei-isaku/outdoor-11300000-RoudoukiJunkyoku/anzensei1309120234.pdf</a>
高齢者に配慮した交通労働災害防止の手引き（平成24年度）	陸上貨物運送事業労働災害防止協会	<a href="http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/enzen/121129.html">http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/enzen/121129.html</a>
「交通労働災害の現状と防止対策」のWEBサイト	厚生労働省	<a href="http://anzeinfo.mhlw.go.jp/information/koutsutaisaku1505.html">http://anzeinfo.mhlw.go.jp/information/koutsutaisaku1505.html</a>
サボカー/サボカーS（安全運転サポート車）のWEBサイト	経済産業省	<a href="https://www.safety-support-car.go.jp/">https://www.safety-support-car.go.jp/</a>
(6) 熱中症予防		
「熱中症予防」のパンフレット（厚生労働省）	厚生労働省	<a href="http://www.mhlw.go.jp/houdou/2009/06/d/10616-1b.pdf">http://www.mhlw.go.jp/houdou/2009/06/d/10616-1b.pdf</a>
職場における熱中症の予防について（平成21年6月19日付け発表第0619001号）	厚生労働省	<a href="http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisei-isaku/pouhou-11200000-RoudoukiJunkyoku/000085000_1.pdf">http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisei-isaku/pouhou-11200000-RoudoukiJunkyoku/000085000_1.pdf</a>
熱中症予防対策のためのリスクアセスメントマニュアル	中央労働災害防止協会	<a href="http://www.jisha.or.jp/research/report/201503_02.html">http://www.jisha.or.jp/research/report/201503_02.html</a>
「STOP！熱中症！クールワークキャンペーン（職場における熱中症予防対策）」のWEBサイト	厚生労働省	<a href="http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000116135.html">http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000116135.html</a>

V パンフレット等のリンク

V パンフレット等のリンク

名称	機関名	URL
4 高年齢労働者の作業管理		
(1) 作業内容の調査や作業開始前の準備体操		
(2) 作業員の経歴		
(3) 作業ペースや作業量のコントロール		
(4) 休憩・休止		
5 高年齢労働者の作業環境管理		
(1) 疲労軽減の整備		
(2) 騒音軽減の整備		
(3) 寒気対策への対応		
6 高年齢労働者の健康管理		
(1) 健康診断と事後措置の充実な実施等		
健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針（平成8年10月1日付け健康診断実施指針公示第1号）	厚生労働省	<a href="http://www.hours.mhlw.go.jp/hours/doe/kouji/K15130K030.pdf">http://www.hours.mhlw.go.jp/hours/doe/kouji/K15130K030.pdf</a>
「労働安全衛生法」に基づく健康診断を実施しましょう～労働者の健康増進のために～のパンフレット	厚生労働省	<a href="http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/enzen/d/130422-01.pdf">http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/enzen/d/130422-01.pdf</a>
「労働安全衛生法」に基づく健康診断実施後の措置について」のパンフレット	厚生労働省	<a href="http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/enzen/d/100331-1a.pdf">http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/enzen/d/100331-1a.pdf</a>
「労働安全衛生法」に基づく定期健康診断における有所見等の改善に向けた取組の推進について」のパンフレット	厚生労働省	<a href="http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/21995200000505uh.html">http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/21995200000505uh.html</a>
(2) メンタルヘルスマスケア		
労働者の心の健康の維持増進のための指針（平成18年3月31日付け健康増進指針の指針公示第3号）	厚生労働省	<a href="http://www.mhlw.go.jp/houdou/2006/03/h0331-1.html">http://www.mhlw.go.jp/houdou/2006/03/h0331-1.html</a>
「職場における心の健康づくり（労働者の心の健康の維持増進のための指針）」のパンフレット	独立行政法人労働者健康安定機構	<a href="http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/enzen/d/101004-3.pdf">http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/enzen/d/101004-3.pdf</a>
心の健康問題により休業した労働者の復帰支援の手引き	厚生労働省、中央労働災害防止協会	<a href="http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/enzen/d/101004-1.pdf">http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/enzen/d/101004-1.pdf</a>
こころの耳（働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト）のWEBサイト	厚生労働省	<a href="http://kokoro.mhlw.go.jp/">http://kokoro.mhlw.go.jp/</a>
「あかるい職場応援団」のWEBサイト	厚生労働省	<a href="http://www.no-pawahara.mhlw.go.jp/">http://www.no-pawahara.mhlw.go.jp/</a>
(3) 転倒・腰痛等の予防のための体力測定・運動指導		
転倒等災害リスク評価セルフ実施マニュアル	中央労働災害防止協会	<a href="http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/enzen/d/101006-1a_07.pdf">http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/enzen/d/101006-1a_07.pdf</a>
(4) がんの教育と検診		
がん対策推進基本計画（第3期）	厚生労働省	<a href="http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000183313.html">http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000183313.html</a>
「がん対策推進企業アクション（がん対策推進企業等連携事業）」のWEBサイト	厚生労働省	<a href="http://www.gankenshin50.mhlw.go.jp/">http://www.gankenshin50.mhlw.go.jp/</a>

VI 「エイジアクション100」の活用方法

1 現状の把握

「エイジアクション100」を活用した職場改善の取組を行うに当たっては、安全（衛生）管理者（推進者）等は、事業所における高年齢労働者の安全と健康確保に関連する現状（下記（1）～（7）参照）を把握した上で、これらを総合的に考慮しつつ、事業所としての取組事項の選定、職場改善策の検討、実施時期（期限）等の検討を行います。

- (1) 事業所の高年齢労働者の雇用状況（どのような作業に従事している高年齢労働者がどれくらいいるか。）
- (2) 過去の労働災害の発生状況（高年齢労働者には、どのようなタイプの労働災害が多いのか、どのような原因で発生しているのか。）
- (3) リスクアセスメントや労働安全衛生マネジメントシステムを実施している場合にはその実施結果（リスクの高い業務としてはどのようなものがあるのか、その改善状況はどうか。）
- (4) 事業所における高年齢労働者の作業負荷の程度（大きくて重い、スピードが速いなどの負荷の大きい作業としては、どのようなものがあるか。）
- (5) 高年齢労働者の健康状況（生活習慣病、がん等の疾病への罹患状況等）
- (6) 高年齢労働者の体力の状況
- (7) 高年齢労働者の安全と健康確保の取組に当てることができる予算・人員・時間等

2 チェックの実施

(1) チェックリストによる現在の取組状況のチェックは、主に安全（衛生）管理者（推進者）等が、事業所全体について行うことを想定しています。

なお、作業環境、作業環境管理等のように、同一事業所内でも職場ごとに状況が異なる項目については、職場ごとに、当該職場の管理監督者がチェックを行った上で、その結果を安全（衛生）管理者（推進者）等が事業所全体として集約するやり方も効果的です。

(2) また、大規模な事業所において、「エイジアクション100」を活用した職場改善の取組を実施する場合には、安全衛生委員会等の下に、「エイジアクションチーム」を設けて、チームメンバーが分担して、取組を行うやり方も効果的です。

(3) さらに、小売業、社会福祉施設及び飲食店のうち、複数の店舗・施設を展開している会社においては、各事業所の「エイジアクション100」を活用した職場改善の取組への本社・本部の参画も効果的です。

☞ チェックに当たっては、「チェックリストの解説」、「高年齢労働者の労働災害の発生状況」、「加齢に伴う身体・精神機能の状況」等の参考資料を特設サイトに掲載していますので、ご覧ください。

V

パンフレット等のリスト

名	機関名	URL
<b>7 高年齢労働者に対する安全衛生教育</b>		
(1) 安全衛生教育の概要を把握		<a href="http://www.mhlw.go.jp/51/e/06-5e/saku/jouhou-1130000-roudouki/junikyokukenzenseiseibu/0000165077.pdf">http://www.mhlw.go.jp/51/e/06-5e/saku/jouhou-1130000-roudouki/junikyokukenzenseiseibu/0000165077.pdf</a>
(2) 加齢に伴う身体・精神機能の低下に対応するための安全衛生教育		
(3) 教育・指導の実態に当たっての高年齢労働者の特性への配慮		
<b>8 高年齢労働者の勤務条件</b>		
(1) 勤務形態・労働時間		
(2) 夜勤		<a href="https://www.nurse.or.jp/nursing/shuranzai/yakinokota/guide/line/pdf/guide/line.pdf">https://www.nurse.or.jp/nursing/shuranzai/yakinokota/guide/line/pdf/guide/line.pdf</a>
看護職の夜勤・交代制勤務に関するガイドライン	公益社団法人日本看護協会	
(3) 安全や健康の確保に配慮した勤務配置		
(4) 高年齢労働者の円滑な職場適応		<a href="http://www.mhlw.go.jp/stf/holdou/0000113365.html">http://www.mhlw.go.jp/stf/holdou/0000113365.html</a>
(5) 治療と仕事の両立支援		
事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン	厚生労働省	
(6) 治療と仕事の両立支援ナビのWEBサイト		<a href="https://chiryoutoshigoto.mhlw.go.jp/">https://chiryoutoshigoto.mhlw.go.jp/</a>
<b>9 高齢期に健康で安全に働くことができるようにするための準備（エイジ・マネジメント）</b>		
(1) 健康づくりの支援		
健康日本21（第2次）	厚生労働省	<a href="http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoku/kenkou/kenkoujipponz1.html/">http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoku/kenkou/kenkoujipponz1.html/</a>
Smart Life Project（スマート・ライフ・プロジェクト）のWEBサイト	スマート・ライフ・プロジェクトの事務局	<a href="http://www.smartlife.go.jp/">http://www.smartlife.go.jp/</a>
(2) 女性特有の健康上の課題（母性健康、乳がん・子宮がん、更年期障害、骨粗しょう症等）についての支援		
「妊婦・出産をサポートする女性にやさしい職場づくりナビ」のWEBサイト	厚生労働省	<a href="http://www.boss-maxi.mhlw.go.jp/">http://www.boss-maxi.mhlw.go.jp/</a>
「女性の健康推進室ヘルスクエアラボ」のWEBサイト	厚生労働省の研修班	<a href="http://w-health.jp/">http://w-health.jp/</a>
(3) 長時間労働の削減やワーク・ライフ・バランスの確保		
労働時間等関連ガイドライン（労働時間等設定改善指針）	厚生労働省	<a href="http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/jikan/index.html">http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/jikan/index.html</a>
過重労働による健康被害防止のための総合対策（平成18年3月17日付付添業務00317008号）	厚生労働省	<a href="http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/ka040317008a.pdf">www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/ka040317008a.pdf</a>
「過重労働による健康被害を防ぐために」のパンフレット	厚生労働省、中央労働災害防止協会	<a href="http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/ancem/10104-h.html">http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/ancem/10104-h.html</a>
働き方・休み方改善ポータルサイト	厚生労働省	<a href="http://work-noi/day.mhlw.go.jp/">http://work-noi/day.mhlw.go.jp/</a>
(4) キャリア形成の支援		

VI

活用方法

(参考)

### 「エイジアクシオン100」を活用した職場改善の実施体制（具体例）

#### (1) 50人以上の事業所の場合

50人以上の安全衛生管理体制が整備されている事業所においては、①事業所単位で、安全（衛生）管理者がチェックする方法、②事業所の職場ごとに管理監督者がチェックした上で、これを安全（衛生）管理者が事業所全体として集約する方法、③①と②とを組み合わせる方法等があります。

その上で、チェック結果を踏まえて、外部専門家と相談したり、他事業所の取組事例を参照したりすること等により、職場改善計画を作成して、安全衛生委員会において検討を行って、事業所としての取組方針を決めて実施していくやり方等が主に想定されます。

なお、大規模な事業所においては、取組の機動性を確保するために、安全衛生委員会の下に、エイジアクシオンチームを設けて、チームメンバーが分担して、取組を行うやり方も効果的です。

#### (2) 10人以上50人未満の事業所の場合

10人以上50人未満の事業所においては、①事業所単位で、安全（衛生）推進者がチェックする方法、②事業所の職場ごとに管理監督者がチェックした上で、これを安全（衛生）推進者が事業所全体として集約する方法、③①と②とを組み合わせる方法等があります。

その上で、チェック結果を踏まえて、外部専門家と相談したり、他事業所の取組事例を参照したりすること等により、職場改善計画を作成した上で、安全衛生懇談会の実施等により、労働者の意見を聴きつつ、事業所としての取組方針を決めて実施していくやり方等が主に想定されます。

#### (3) 10人未満の事業所の場合

10人未満の事業所においては、事業主が担当者を指名して、チェックを行わせ、チェックした結果に基づいて、その担当者が、外部専門家に相談したり、他事業所の取組事例を参照したりすること等により、職場改善計画を作成して、安全衛生懇談会の実施等により、労働者の意見を聴きつつ、事業所としての取組方針を決めて実施していくやり方等が主に想定されます。

### 3 チェック結果を踏まえた職場改善の実施

安全（衛生）管理者（推進者）等は、チェック結果を基に、「X」が付された項目の中から、職場改善に向けての取組を進める項目を選定して、職場改善計画を作成した上で、安全衛生委員会等で検討を行うこと等により、事業所としての方針を決定する流れで、検討を進めることが効果的です。

#### (1) 取組事項の選定

「エイジアクシオン100」を活用した職場改善の取組は、チェックの結果、「X」が付された項目のうち優先度が高いものについて、可能なところから、順次、具体的な取組内容を検討した上で、職場改善計画に盛り込んで、取り組んでいきます。

その際、職場改善の対象とする取組を選定するに当たっては、チェックリストの「3 高年齢労働者に多発する労働災害の防止のための対策」の「主な業種別の最優先取組事項」（下記参照）の中で「X」が付されたものについては、そのまま放置した場合には、労働災害に直結する可能性が高いため、優先的に検討することが必要です。

#### 主な業種別の最優先取組事項

	転倒防止 (3-(1))	墜落・転落 防止 (3-(2))	腰痛予防 (3-(3))	はさまれ・ 巻き込まれ 防止 (3-(4))	交通労働災 害防止 (3-(5))	熱中症予防 (3-(6))
① 製造業	○	○	○	○		
② 建設業	○	○	○			○
③ 交通運輸業	○	○	○		○	
④ 陸上貨物運送事業	○	○	○		○	
⑤ 小売業	○	○	○			
⑥ 社会福祉施設	○		○			
⑦ 飲食店	○					
⑧ ビルメンテナンス	○	○				
⑨ 警備業	○				○	○

#### (2) 職場改善策の検討

チェックの結果、「X」が付された項目の職場改善策を検討するに当たっては、国等において、転倒防止や腰痛予防等をはじめとする各種の労働災害防止や健康確保に関するパンフレット等が示されている（P15～のリスト参照）ことから、これらを参考にしつつ、加齢に伴う身体・精神機能の低下による労働災害発生リスクの低減を図ったり、高年齢労働者が働きやすい職場環境の整備や働き方の見直しを行うためには、どのような対策を講ずることが効果的なのかという観点等から、検討を行うことが必要です。

#### (3) 高年齢労働者等の職場関係者の意見聴取

各職場の具体的な業務実態等を踏まえた上で、優先度が高く、かつ効果的な職場改善の取組にするためには、高年齢労働者等の職場関係者等の意見やアイデア等も参考に聴取しつつ、取組事項の選定、職場改善策の検討を進めることが望ましいです。

VI

活用方法

VI

活用方法

#### 4 PDCAサイクルの仕組みによる着実なレベルアップ

「エイジアクシオン100」を活用した職場改善の取組は、PDCAサイクルの仕組みにより、中長期的・継続的な取組として、着実にスバイラルアップできるようにすることが現実的です。

(1) 職場改善の取組の1サイクルは、主に6か月～1年程度のサイクルで継続実施することを想定しています。

(2) 2回目以降の職場改善の取組を実施する際には、まず、前回までの取組による改善状況のフォローアップを行って、現時点までの改善状況を確認することが必要です。

特に、チェックリストの「3 高年齢労働者に多発する労働災害の防止のための対策」の「主な業種別の最優先取組事項」(P 21 参照)の中で、「×」が付された項目については、そのまま放置した場合には、労働災害に直結する可能性もあることから、確実に改善した上で、次の職場改善のサイクルに着手することが必要です。

全ての働く人々に安全・健康を  
～ Safe Work, Safe Life ～  
**JISHA**  
Japan Industrial Safety & Health Association

## VI

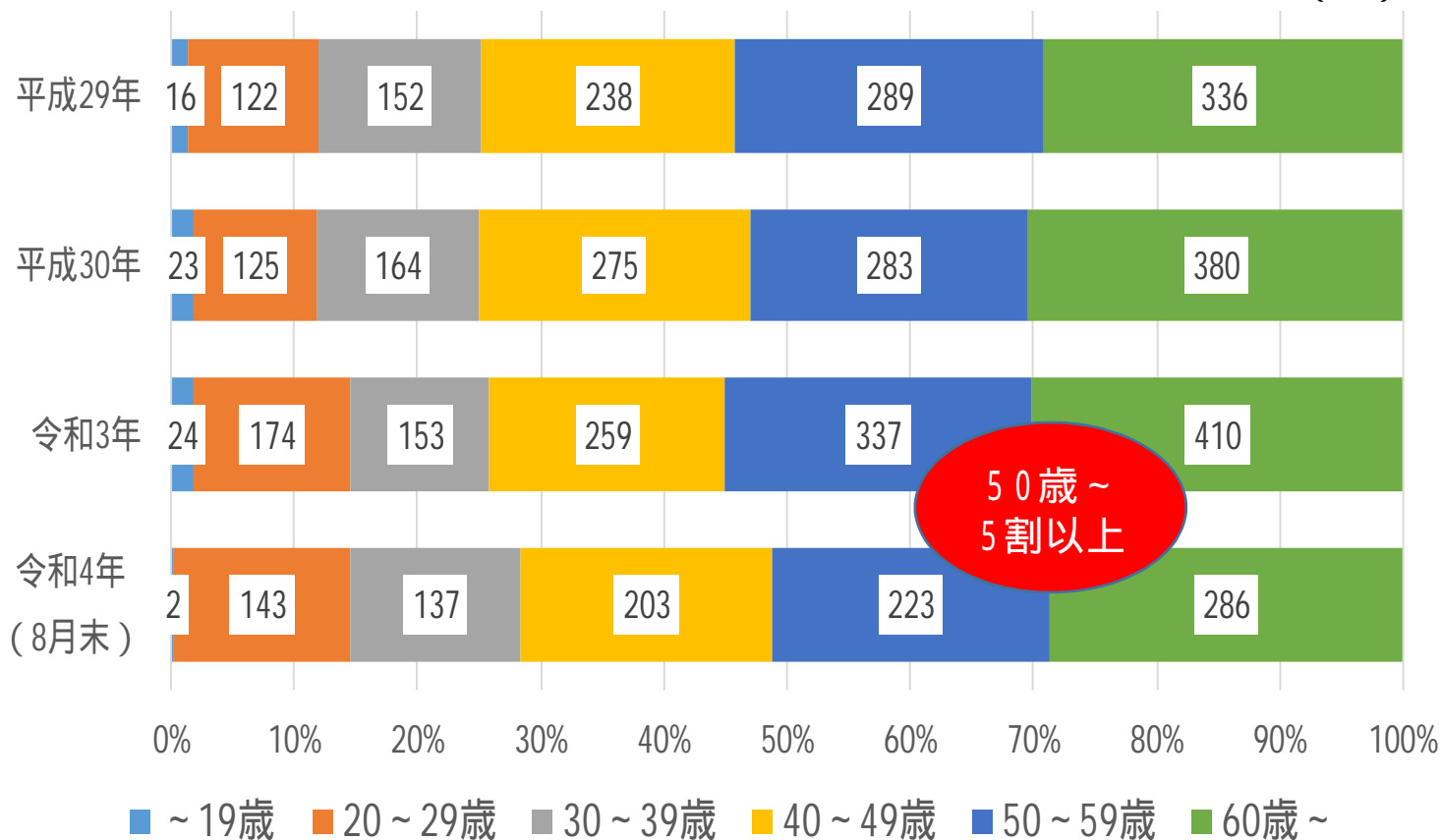
## 活用方法

# 石川県における高年齢労働者の労働災害状況

別添4

## 年齢別労働災害の推移

休業4日以上死傷災害 (人)



## 業種別/年齢別 労働災害発生状況 (令和3年発生分)

休業4日以上死傷災害 (人)

